

石川県では言語障害（ことばの教室）や難聴（きこえの教室）並びに、LD，ADHD通級指導教室が設置されています。

通級による指導の授業時間数は、一人一人の教育的ニーズに応じて月年間35～280単位時間までを標準としています。（注：LD，ADHDは年間10～280単位時間）

指導の内容は、自立活動を中心に行い、特に必要な場合は教科指導の補充を行います。

「個別の指導計画」に基づく個別の指導を基本としていますが、必要に応じて、対人関係や社会性のスキルを育てる小集団指導を組み合わせることもあります。在籍校と十分に連携し効果的な指導・支援を行うことが大切です。

参考資料

Q3-6 Q4-14

学校教育法施行規則

参考文献（3）

## Q2 教育課程の編成について教えてください

### Q2-1 基本的にどのように考えればよいですか

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間に関する教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した教育計画です。

教育課程の編成においては、教育目標、指導内容及び授業時数が基本的な要素となります。

教育課程編成の原則として、以下の点が挙げられます。

- 1) 法令や学習指導要領に基づくこと
- 2) 児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等を考慮すること
- 3) 地域や学校の実態を考慮すること
- 4) 心身の調和的な発達を図ること
- 5) 自己教育力の育成を視野に入れること
- 6) 基礎・基本を重視し、個性を生かすこと

特別支援学級は、小・中学校に設置された学級であり、小・中学校学習指導要領に基づいて教育課程を編成することが原則です。しかし、特別支援学級は通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のための学級であり、通常の学級の教育課程をそのまま適用することは適切ではありません。

児童生徒の障害の特性等に応じて工夫された教育課程が必要であり、法令により、特別の教育課程が編成できるようになっています。

その場合、特別支援学校の学習指導要領を参考とすることとされています。

「精神薄弱特殊学級教育課程編成の手引」  
(H4)

参考文献（3）

学校教育法施行規則

第138条

「特殊学級の教育課程編成の特例」